

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

必要書類一覧表

- 申請の際に必ず提出が必要です。
- ▲ 申請者の状況により提出が必要です。
- ※ 必要に応じて横浜市から提出を依頼します。
- 提出は不要です。

支給要件など		必要書類														
		申請書	収入額申立書 (父又は母の本人)	収入額申立書 (養育者)	収入申立書 (扶養義務者)	所得額申立書	各種児童扶養手当 要件申立書	児童扶養手当の 支給要件を証する書類	別居監護申立書	受給拒否届	口座変更届	現金受取届	住民票	戸籍謄(抄)本	収入を証する書類	控除を証する書類
令和4年4月分の児童扶養手当受給者		—	—	—	—	—	—	—	▲	—	—	—	—	—	—	—
公的年金等受給者	児童扶養手当受給資格者（公的年金受給による全部支給停止）	● 〔公的年金用〕	● 〔公的年金用〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—
	父母が婚姻（法律婚）を解消した児童	● 〔公的年金用〕	● 〔公的年金用〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●
	父母が婚姻（事実婚）を解消した児童	● 〔公的年金用〕	● 〔公的年金用〕	—	—	—	—	※ 〔事実婚解消を証する書類〕	—	—	—	—	—	—	●	●
	父または母が死亡した児童	● 〔公的年金用〕	● 〔公的年金用〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●
	父または母が障害の状態にある児童	● 〔公的年金用〕	● 〔公的年金用〕	—	—	—	—	※ 〔診断書・障害年金証書〕	—	—	▲	▲	●	—	●	●
	父または母の生死が明らかでない児童	● 〔公的年金用〕	● 〔公的年金用〕	▲ 〔申請者が養育者の場合のみ 「収入額申立書（父又は母）」は不要となります。〕	▲ 〔扶養義務者がいる場合 （公的年金用）〕	▲ 〔所得による審査を希望する場合 〔公的年金用〕〕	● 児童扶養手当受給資格申立書	※ 〔生死不明に関する書類〕	▲ 〔児童と別居している場合〕	—	▲ 〔口座変更を希望する場合のみ〕	▲ 〔現金による受取を希望する場合のみ〕	●	—	●	▲ 〔所得額申立書を提出した場合〕
	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童	● 〔公的年金用〕	● 〔公的年金用〕	—	—	—	—	※ 〔遺棄を証する書類〕	—	—	—	—	●	—	●	●
	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童	● 〔公的年金用〕	● 〔公的年金用〕	—	—	—	—	● 〔保護命令決定書等〕	—	—	—	—	●	—	●	●
	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童	● 〔公的年金用〕	● 〔公的年金用〕	—	—	—	—	● 〔拘禁証明書等〕	—	—	—	—	●	—	●	●
	母が婚姻によらないで懐胎した児童	● 〔公的年金用〕	● 〔公的年金用〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●
家計急変者	児童扶養手当受給資格者（所得超過による全部支給停止）	● 〔家計急変者用〕	● 〔家計急変者用〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—
	父母が婚姻（法律婚）を解消した児童	● 〔家計急変者用〕	● 〔家計急変者用〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●
	父母が婚姻（事実婚）を解消した児童	● 〔家計急変者用〕	● 〔家計急変者用〕	—	—	—	—	※ 〔事実婚解消を証する書類〕	—	—	—	—	—	●	—	●
	父または母が死亡した児童	● 〔家計急変者用〕	● 〔家計急変者用〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●
	父または母が障害の状態にある児童	● 〔家計急変者用〕	● 〔家計急変者用〕	—	—	—	—	※ 〔診断書・障害年金証書〕	—	—	▲	▲	●	—	●	●
	父または母の生死が明らかでない児童	● 〔家計急変者用〕	● 〔家計急変者用〕	▲ 〔申請者が養育者の場合のみ 「収入額申立書（父又は母）」は不要となります。〕	▲ 〔扶養義務者がいる場合 （家計急変者用）〕	▲ 〔所得による審査を希望する場合 〔家計急変者用〕〕	● 児童扶養手当受給資格申立書	※ 〔生死不明に関する書類〕	▲ 〔児童と別居している場合〕	—	▲ 〔口座変更を希望する場合のみ〕	▲ 〔現金による受取を希望する場合のみ〕	●	—	●	▲ 〔所得額申立書を提出した場合〕
	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童	● 〔家計急変者用〕	● 〔家計急変者用〕	—	—	—	—	※ 〔遺棄を証する書類〕	—	—	—	—	●	—	●	●
	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童	● 〔家計急変者用〕	● 〔家計急変者用〕	—	—	—	—	● 〔保護命令決定書等〕	—	—	—	—	●	—	●	●
	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童	● 〔家計急変者用〕	● 〔家計急変者用〕	—	—	—	—	● 〔拘禁証明書等〕	—	—	—	—	●	—	●	●
	母が婚姻によらないで懐胎した児童	● 〔家計急変者用〕	● 〔家計急変者用〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●

※ 住民票や戸籍謄(抄)本などの公的証書は交付から1ヶ月以内のものを提出してください。
 ※ 戸籍謄(抄)本では申立の事実（離婚の事実など）が確認できるよう、その旨の記載があるものを提出してください。
 ※ 提出された書類は返却できませんので、住民票や戸籍謄(抄)本などの公的な証明を除く、書類については必ずコピーを提出してください。